

【借入申請書記入例】

- 貸付を受けることができる者の資格
 1. 市税および下水道受益者負担金等（農業集落排水事業分担金）に滞納がないこと
 2. 貸付を受けた資金の償還について十分な支払能力を有すること
 3. 連帯保証人があること
 4. 法人（社会福祉法人を除く）でないこと
- 連帯保証人の要件
 1. 県内に住所を有すること
 2. 市税および下水道受益者負担金等（農業集落排水事業分担金）に滞納がないこと
 3. 資金の償還について十分な補償能力を有すること

様式第1号

鯖江市水洗便所改造資金借入申請書	
資金の借入希望額	金 円
建 物 所 在 地	鯖江市西山町 13 - 1
建物所有者の承諾	住所 氏名
連 帯 保 証 人	住所 鯖江市西山町 13 - 1 氏名 鯖江 花子
工事費の見積り	1 給水装置 別紙見積書のとおり 円 2 便器 3 排水設備 4 その他
添 付 書 類	1 工事見積書 2 市外在住の連帯保証人 (1) 住民票個人写 (2) 所得証明書 (3) 市税納税証明書

上記のとおり資金の借入を申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請人 住所 鯖江市西山町 13 - 1
氏名 鯖江 太郎

鯖江市長 殿

(注) 建物所有者の承諾欄は、建物所有者と申請人が異なる場合のみ記入すること。

取扱金融機関（福井銀行と郵便局以外、鯖江市内の本店・支店） 〇〇銀行鯖江支店

希望借入先を **鉛筆で記入。**

● 添付書類についての留意点

【申請人、保証人が市内在住者の場合】

(3) 市税納税証明書について

※申請者、保証人ともに各1通ご提出ください。

※市税等に滞納がないことを確認させていただきますので、必ず証明書交付申請窓口で、「市税に滞納がないことの証明書」をお取りください。

【申請人、保証人が市外在住者の場合】

- ・「市税に滞納がないことの証明書」※ 1通
- ・「住民票個人写」 1通
- ・「所得証明書」 1通

借り入れ希望金額(工事金額以内)を記入してください。**鉛筆で記入。**

申請人が建物所有者の場合は、記入しなくてもかまいません。

保証人として返済能力のある方。同居の家族の方でも可能です。

排水設備工事台帳と同じ名義で申請してください。

水洗便所改造資金貸付制度について

● 貸付の対象となる工事

1. くみ取り便所を水洗便所に改造するための工事
2. 浄化槽を除去し、下水道に切り替える工事
3. 水洗化工事に伴う排水設備の設置工事

※家屋の新築や増改築に伴う工事は貸付対象になりません。

● 貸付の額

最高100万円

※ただし、貸し付け対象工事の費用が100万円以下の場合、その費用の範囲内とします。

● 貸付条件

1. 一世帯につき1回を限度とします。
2. 利 率…無利息
3. 期 限…貸付月の翌月から起算して3年以内です。

● 貸付申込みおよび借入れ手順

1. 事前に金融機関の審査が通るかの確認をしてください。
※金融機関における審査時に、条件が欠けている場合やその他事情があると判断された場合は貸付できないことがあり、無利息での借入れが出来なくなることを避けるために必ず、事前に確認をお願いいたします。
2. 借入れの申請を市役所上下水道課へしていただきます。
3. 工事終了後、施主および指定工事店立会いのもとで市役所係員が検査を行います。
4. 検査に合格すると、市役所から特定金融機関に貸付を依頼します。
5. 市役所から「貸付決定通知書」が送付されてきましたら、10日以内に特定金融機関にて「借入れ手続き」を行って下さい。手続きには、「申込み」、「契約」のため最低2回金融機関へ行く必要があります。
融資決定がされるまで10日から2週間程度かかります。

【銀行での借入れ手続き時に必要なもの】

市からの貸付決定後、金融機関で確認のうえ、ご準備ください。

- ・印鑑証明書（申請者、連帯保証人 各1通） ～借入日より90日以内発行のもの～
- ・実印、銀行届出印（申請者、連帯保証人）
- ・貸付決定通知書（検査後、市が送付します。）
- ・その他、金融機関の指定するもの

【問い合わせ先】

鯖江市 都市整備部 上下水道課
管理グループ
電話 0778-53-2241